

## LPガス事業の取扱いについて

---

# LPガス事業の取扱いについて

## 1－1. 松江市ガス局 LP ガス事業（附帯事業）の概略

分類	適用法	調定数 (R6.3月)	R5年度 年間販売量 (千m <sup>3</sup> )	ガス料金 調整方法	ガス局資産 <sup>※2</sup>	配送等委託状況	収支状況
都市ガス	ガス事業法 (譲渡認可時、条件あり (経理的基礎及び技術的能力))	12,073	7,746		製造設備 +供給設備(導管・整圧器等)		
①旧簡易ガス (シリンダー供給)		1,054	100	原料費 調整制度 <sup>※1</sup>	ガス発生設備11箇所+導管 (9団地) (ほか、お客様資産1箇所)	原料・容器賃借・配送 4社	R4附帯事業収益 247百万円 R4附帯事業費用 230百万円 収支差引 17百万円 (参考)収支差引5カ年平均 25百万円
②バルク供給		21	201		ガス発生設備9箇所 (ほか、お客様資産2箇所)	原料・配送 3社	
シリンダー供給	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律	392	126		ガス発生設備25箇所	原料・容器賃借・配送 6社	
③集合住宅 ・学校等		661	69		原則なし (メーター・調整器 (消耗品)のみ)	原料・容器賃借・配送 6社	
④上記以外		2,128	496				
LPガス事業(附帯事業)計							

※1 原料費調整制度 … 原油価格や為替レートによって変動する原料価格を、ガス料金に反映させるため、  
基準価格に対する、直近3カ月の平均原料価格(貿易統計の輸入価格等)の変動分を算定し、料金へ反映。

一般用LP・簡易ガス : 平均原料価格にCIFを採用。単位料金を検針票・局HPでお知らせ。  
個別契約 : 平均原料価格にCPを採用。単位料金を検針票でお知らせ。(HP公表なし)

CIF…CPに荷揚げ費用・船賃・保険料を加算したもの  
CP…サウジアラビア国営石油会社サウジアラムコ社が毎月決定・通告する原料产地の出荷価格

(参考) 委託業者の中で、旧簡易ガス以外のLPガスの料金制度に原料費調整制度を導入しているのは、1社(CPを使用)のみ(各社HPでの確認による)

※2 ガス局資産 … 上表は発生設備のみ掲載(一部、ガス局資産の供給設備あり(防護フェンス、集合装置、大型調整器等))

## 1－2. LPガス供給方式 ~ ①旧簡易ガス（シリンドー供給）

- LPガスを70戸以上の比較的規模の大きい団地などの消費先へ供給する場合に該当。
- 適用される法律は、「ガス事業法」。

【市内設備の例】



旧簡易ガスボンベ庫(写真:宝谷住宅)



【供給先(10団地)】

あじさい団地、生馬が丘団地、市営大庭アパート、市営来美アパート、市営宝谷住宅、シンフォニータウン乃白、中曾根団地住宅、矢田団地住宅、山代住宅、八幡団地住宅



ガス局資産

ガス発生設備11箇所+導管(9団地)  
(ほか、お客様資産1箇所)

(出典)日本LPガス  
団体協議会HP

## 1－2. LPガス供給方式～②バルク供給

- 比較的大量にLPガスを消費する事業者向けの供給方式。
- 供給先に設置されたバルク貯槽に、バルクローリで直接LPガスを充填する。
- 適用される法律は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(以下、液石法)。

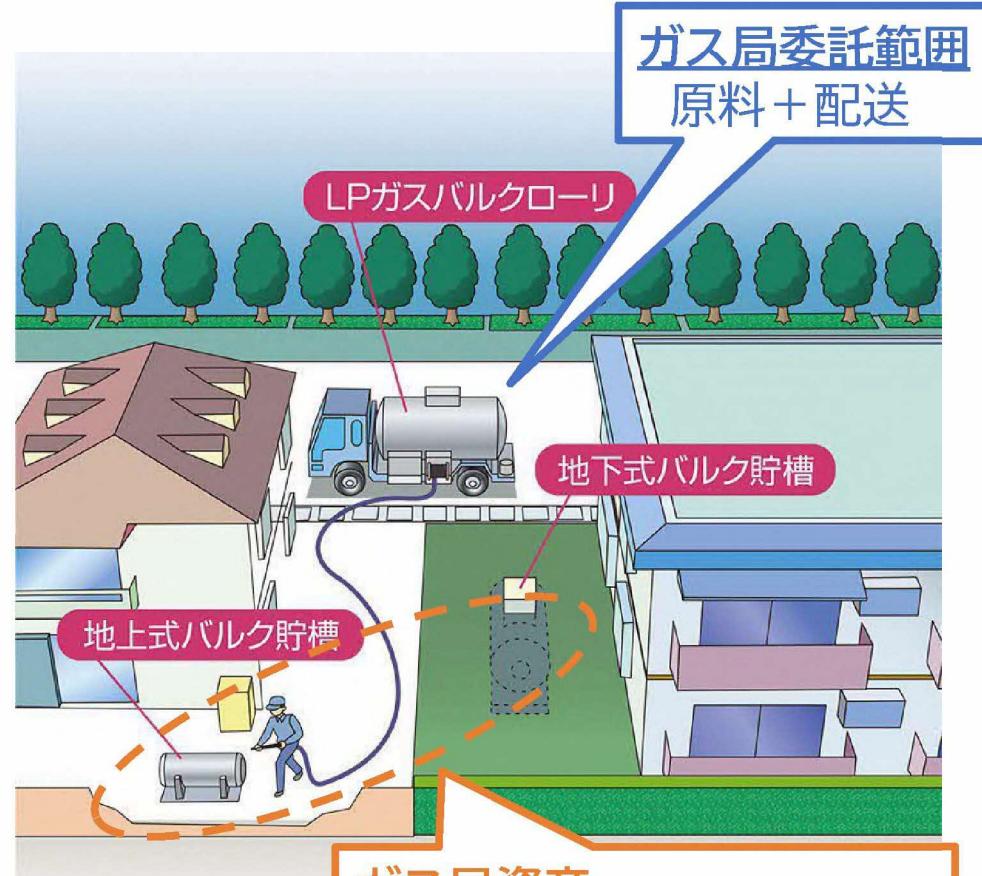
【市内設備の例】



バルク貯槽  
(写真:総合体育館)

【主な供給先】

松江市総合体育館、松江市斎場、南消防署、  
西学校給食センター、高齢者施設、専門学校・学生寮 等



(出典)日本LPガス団体協議会HP

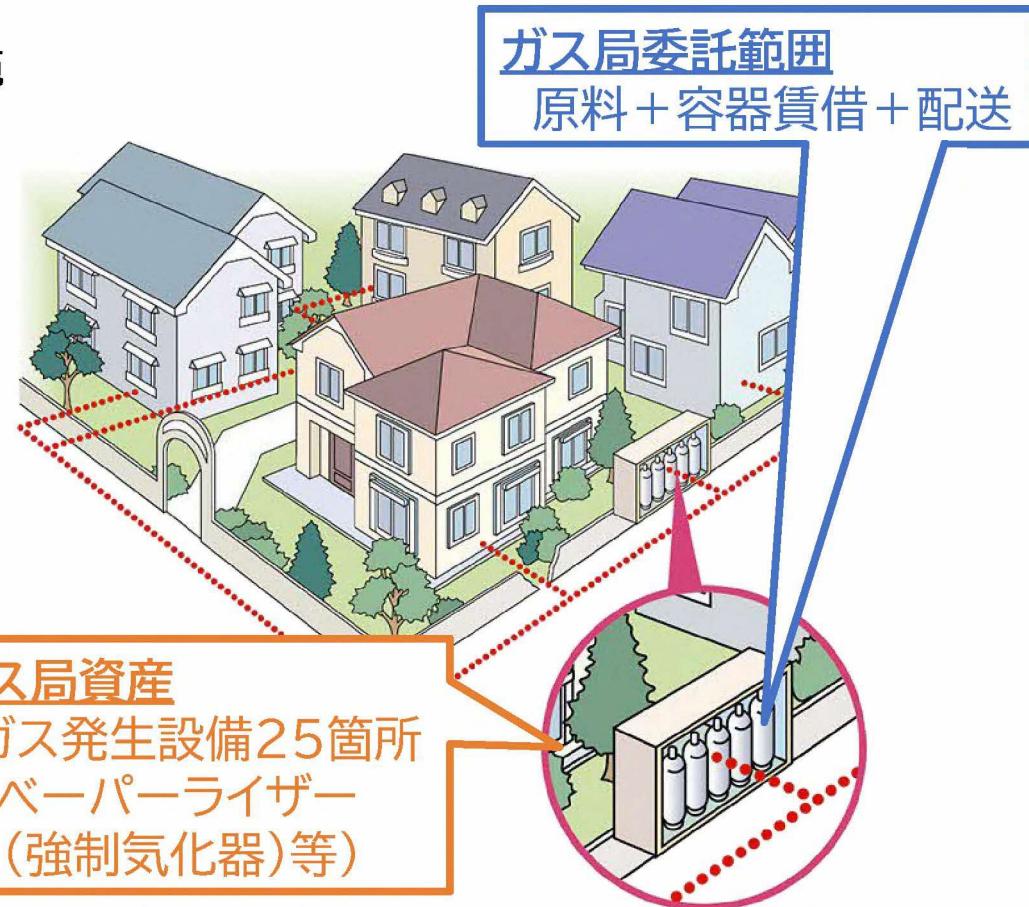
## 1－2. LPガス供給方式～③ シリンダー供給（集合住宅・学校等）

- LPガスを70戸未満の消費先へ供給する場合の供給方式。
- 市営住宅、高齢者施設、学校、公共施設等へ供給。
- 適用される法律は、「液石法」。

【市内設備の例】



一般用シリンダー  
(写真:集合物件)



【主な供給先】

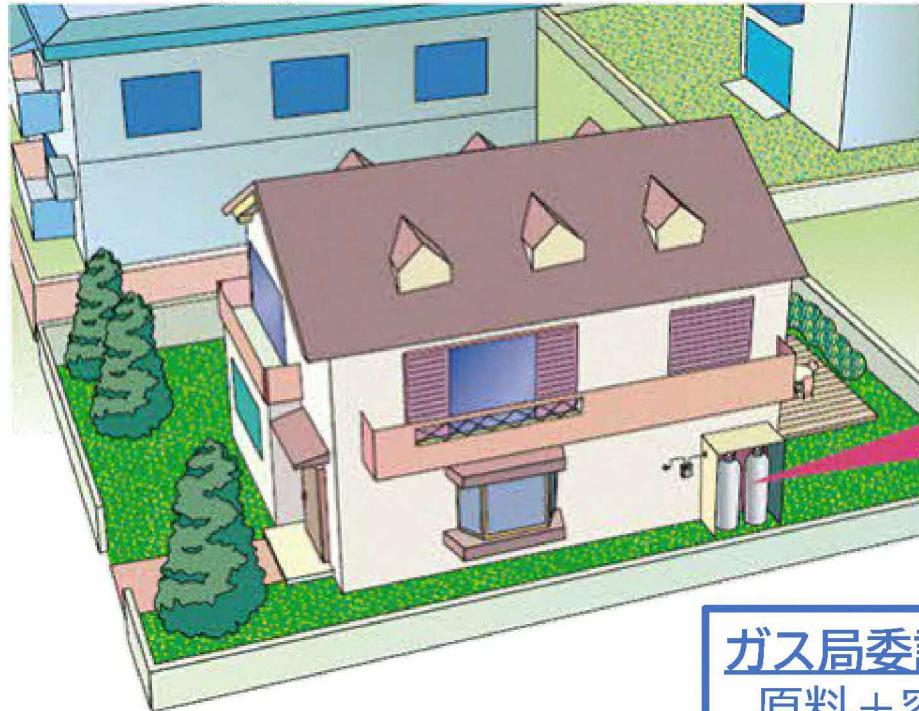
市営住宅(松尾、客の尾、西尾、旭ヶ丘、長者原、富原)、高齢者施設、  
小学校(大庭、津田)、中学校(湖南、大庭、湖東、湖北、第四)、高校(皆美が丘)、  
公共施設(サンライフ松江、秋鹿なぎさ公園)、事業所食堂 等

(出典)日本LPガス団体協議会HP

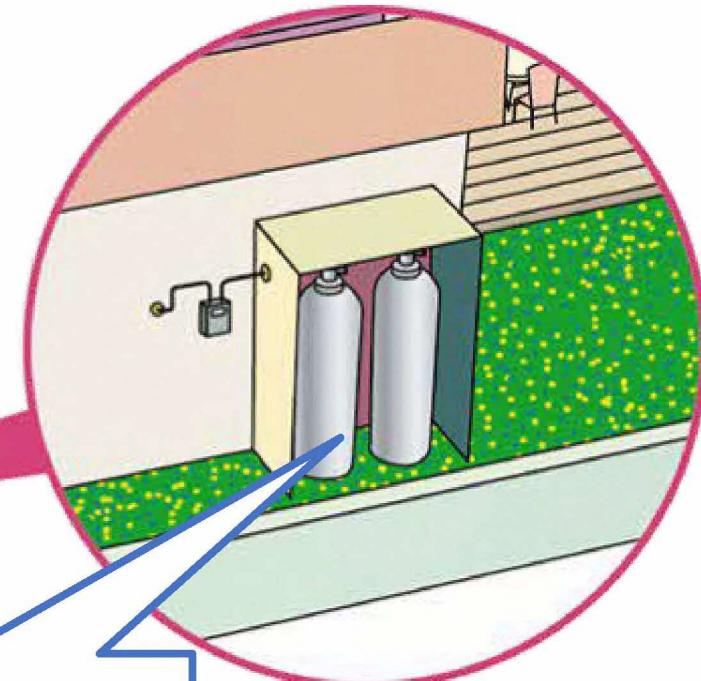
## 1－2. LPガス供給方式 ～ ④ シリンダー供給（上記以外）

- ・家庭向けで最も一般的な形態。
- ・各戸ごとにLPガスの容器を設置し、LPガスを供給。
- ・適用される法律は、「液石法」。

「ガス局資産」  
「原則なし」  
「（メーター・調整器（消耗品）のみ）」



ガス局委託範囲  
原料+容器賃借+配送



## 1－3. LPガス料金の比較

平均的なガス使用量(8m<sup>3</sup>/月)の場合の月額料金(R6.5月検針、税込み)

	松江市ガス局		松江ガス供給(株)	
L P 一 般 用 ガ ス	一般用LPガス	6,608円	一般用LPガス (一般戸建て・県営・市営住宅)	7,444円
			一般用LPガス (一般民間アパート)	9,190円
旧 簡 易 ガ ス	シンフォニータウン乃白 (最高値)	5,622円	法吉団地 (最高値)	6,200円
	市営宝谷住宅 (最安値)	4,800円	サヴァンパレス西津田 (最安値)	5,205円
(参考)都市ガス※		5,948円	—	—

※都市ガスは、LPガスと同熱量に換算した使用量(19m<sup>3</sup>/月)にて算定

## 2－1. LPガス譲渡の論点

LPガス譲渡の主な論点は、料金水準の維持、原料費調整制度の維持と料金の開示、シリンダーの切替え。

これらの論点に関し、旧簡易ガス事業においては影響が小さいが、バルク供給及びシリンダーにおいては、原料費調整制度の維持、料金の開示、シリンダーの切替えの点で、懸念がある。

### LPガス譲渡に係る論点

論点	供給方式	内容
料金水準の維持	旧簡易ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>市内の一般的な料金に比して、ガス局の料金は低廉だが、一定期間であれば、都市ガスの料金と同様に、水準の維持は応諾可能な範囲の条件と考えられる。</li></ul>
	バルク+シリンダー	
原料費調整制度の維持	旧簡易ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>ガス小売自由化後、ガス事業法上の規制はなくなったが、旧制度を継承しているケースが多いと考えられる。</li></ul>
	バルク+シリンダー	<ul style="list-style-type: none"><li>ガス局では導入しているが、現委託先で制度を設けている企業は7社のうち1社のみ。(各社HPでの確認による)</li></ul>
料金の開示	旧簡易ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>ガス小売営業指針上、適用が推奨(ガス事業法上、規定なし)</li></ul>
	バルク+シリンダー	<ul style="list-style-type: none"><li>ガス局では導入しているが、LPガス事業者の対応は一様ではない。 →R6.7月改正液石法施行(料金事前提示の努力義務化)</li></ul>
シリンダーの切替	旧簡易ガス+バルク	<ul style="list-style-type: none"><li>施設数が限定的かつ集約化されているため、切替えが比較的容易。</li></ul>
	シリンダー	<ul style="list-style-type: none"><li>各戸のシリンダー(多数)は現委託先の所有物であり、これを譲渡先のものに切替えるには、譲渡後順次の対応が必要。</li></ul>

## 2－1. LPガス譲渡の論点

都市ガス事業者の意見では、原料費調整制度の維持と料金の開示については、対応は可能と考えられる。

一方、シリンダーの切替えにあたっては、現委託先に協力を求める必要性がある。

### サウンディング調査でのLPガス事業譲渡に係る論点への意見

論点	意見
原料費調整制度の維持	<ul style="list-style-type: none"><li>・自社LPガス事業でも、原料費調整制度を導入している。</li><li>・LPガス事業で、原料費調整制度の導入は可能。</li></ul>
料金の開示	<ul style="list-style-type: none"><li>・LPガス事業でも料金の開示は可能。</li></ul>
シリンダーの切替	<ul style="list-style-type: none"><li>・譲受者が、自社でシリンダーを用意することは可能との意見あり。</li><li>・ただし、自社でシリンダー他設備を調達する費用は負担となるため、地域密着の事業を行う上でも、地元事業者である現委託先と協業したい、との意見もある。</li><li>・自社でシリンダーを用意する場合、譲渡後に一定期間内で順次切り替える方法が現実的であり、その際、現委託先の協力が必要。</li><li>・会社によってシリンダーの切替えへの対応(自社で調達/現委託先へ委託)は、異なると考えられる(近隣事業者は比較的自社でも対応が可能とみられるが、遠方事業者は対応にハードルあり)。</li></ul>

#### シリンダーの切替方法

方法①：譲受者と移行期間を覚書等で定め、譲渡前に切替え作業を行う。

方法②：期間を定めて現行の委託先と委託契約を締結し、事業の譲渡、当面の間、ガスを供給する(譲渡後の委託契約について、公募前にガス局と現委託先との確約が必要。)

# LPガス事業の取扱いについて

## 2－2. 都市ガス・LPガスを一括／分離譲渡した場合のメリット・デメリット

LPガス(バルク+シリンダー)は、分離譲渡よりも、都市ガスとの一体譲渡の方が、シナジー効果があると考えられ、将来的にも、サービスの向上が期待される

譲渡形態 比較項目		都市ガスと一体	都市ガスから分離
利用者 ガス局 都市ガス事業者	お客様サービス	都市ガス利用者、LPガス利用者双方に対して、お客様サービスの幅の拡大につながる。	LPガス利用者は都市ガスと異なるサービス内容となる可能性がある。
	譲渡価格	双方を一括して譲渡することでスケールメリットが働く	都市ガス事業とのスケールメリットが失われる。(手続き等の追加コスト分、価値が減じる。)
	公募手続き	・一度の公募で双方を譲渡することが可能。	・LPガス事業に応募者がいない恐れもある。 ・2回の公募が必要で、譲渡スケジュールが伸びる可能性がある。 ・譲渡準備業務に係る委託料が増加する。
	譲渡資産	一体的に資産が譲渡される。	・資産を分割して譲渡することが難しい。 ・LPガス譲受先の事務所が新たに必要。
	業務効率化	都市ガスとLPガスの共通業務等の効率化が図れる可能性がある。	LPガスのみでは、効率化の余地が乏しいと考えられる。
	ビジネスチャンス	都市ガス事業者にとっても、LPガス事業にビジネスチャンスの拡大が図れる。	都市ガス事業者は、都市ガス事業のみの収益となる。
	公募の手続き	都市ガスとLPガスの双方を、一度の公募で譲渡することが可能。	都市ガスとLPガスそれぞれで公募手続きを取る必要がある。
	都市ガス事業者の意見	相乗効果が期待されることから、一体譲渡求め意見が多い。	利益の下支えや、ビジネスチャンスを失うという意見が多い。

### 2－3. LPガスの随意契約による分離譲渡について

---

島根県LPガス協会松江支部から、LPガス事業を分離譲渡するよう要望があるが、前述のとおり、都市ガス事業との一体譲渡の方が利用者の観点、ガス局の観点、事業者の観点で、有意と考えられる。

また、LPガス事業のみ非公募で1社随意契約をする理由は見当たらない。(基本方針で事業継承者の選定方法を「公募型プロポーザル方式」としている。)

#### 島根県LPガス協会松江支部からの要望

- 1) 都市ガス事業（約12,000件）とLPガス事業（約2,180件）を分離した譲渡の検討。
- 2) LPガス事業に関し、現在ガス局が委託している地元LPガス事業者等の意見を十分に聴取する等、柔軟な譲渡手法を検討されたい。
- 3) 上記要望事項1),2) を付して譲渡先選定委員会へ付託されるよう要望する。

- 5月2日(水)島根県LPガス協会松江支部訪問・ヒアリング  
⇒ 松江ガス供給(株)への随意契約による譲渡を支部として希望

## 3. LPガス事業譲渡の方向性

旧簡易ガス事業は、これまでの公営ガス事業譲渡では一体の譲渡対象となっており、本件譲渡で支障となる論点も見当たらず、サウンディングでも受入れについては可能との意見が得られている。利用者にとっても、サービス向上が期待されるため、都市ガスとの一体譲渡が適当。

バルク+シリンダーで、譲渡の支障となる論点は、シリンダーの切替のみと考えられる。



シリンダーの切替は、需要家保護の面で、譲渡後の順次切替えが、安定した事業継続上、望ましい。ただし、ガス局の清算に伴い、LPガス事業に係る現委託契約は譲渡時に解消され、市が譲渡後に対応することは困難。

については、島根県LPガス協会松江支部の要望も踏まえ、現委託先への委託を一定期間継続することを譲渡条件にすることが考えられる。

※現委託先への委託を譲渡条件とする場合は、現委託先と、譲渡後にLPガス業務を受託することの確約が必要。

※確約が得られない場合は、シリンダーを切替える方策を検討する(譲渡前の譲受者シリンダーへの切替など)。